

特別児童扶養手当の支給遅延について

県西県民センターにおいて、特別児童扶養手当(※)の事務処理を誤り、11月10日支給分(8～11月分)の924件中75件が遅延する事案が発生いたしました。

このため、厚生労働省と協議の結果、未払分について、県が本日(11月30日)支払うことといたしました。

今後、二度と同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

※精神、知的又は身体障害等のある20歳未満の児童を監護、養育する保護者に国から支給される手当(月額1級53,700円、2級35,760円)

1 事案の概要

- 11月10日(金)支給分で県西県民センターが所管する924件のうち、再認定75件(総額12,449,280円分)の口座への振込みが遅延した。
- 遅延したのは、受給資格の期限満了に伴い、診断書等を確認して再認定した75件。

2 経緯

11月10日(金)	受給者から、障害福祉課及び県西県民センターに、手当が口座に入金されていないという問い合わせが複数あり、未払が発覚。
11日(土)～	受給者に、支給が遅れる旨の説明と謝罪の電話連絡。並行し、未払分の支払手続きを行う。
30日(木)	未払分の支払い

3 原因

- 特別児童扶養手当は、法令等に基づき4、8、11月の年3回の「定時払い」と、個別事情による「随時払い」により支給することとなっているが、今回の再認定分を定時払いすべきところ、担当者は12月の随時払いで対応すればよいと誤認していた。
- 所属も、担当者の事務処理の確認や進捗管理が不十分だった。

4 対応

- 受給者75人に対して電話連絡し、支給が遅延することを謝罪した。
- 未払分の特別児童扶養手当については、受給者の生活への影響が懸念されるため、厚生労働省と協議の結果、県が11月30日に支払うこととし、受給者に対して電話及び通知で説明した。
- 県から受給者に支払った金額については、12月中旬に国から県が歳入として受け入れる。

5 再発防止策

- 各県民センターに対して今回の事例を周知し、他の手当も併せて注意喚起する。
- 毎年実施している研修会において、適切な事務処理の手続きを周知徹底する。
- 県が作成している事務取扱手引きに、再認定の処理については定時払いで処理する旨を留意事項として記載する。